

海外で急な病気にかかって治療を受けたとき（海外療養費制度）

海外で支払った医療費は、基本的には、日本国内での保健医療機関等で給付される場合を標準として決定した金額（標準額）から、被保険者の一部負担金相当額を控除した額が海外療養費として支払われます。

※臓器移植、不妊治療、性転換手術など、日本国内で保険診療の対象となっていない医療行為については、当制度の対象になりません。

手続きの流れ

- 1、受診した海外の医療機関では、一旦かかった医療費の全額を支払います。
- 2、その医療機関で、治療内容やかかった医療費等の証明書をお願いします。

【書類：②④⑥】

- 3、帰国後、ご加入の国保市町村窓口へ申請します。

【上記2の書類＋書類①③⑤⑦⑧】

- 4、市町村から保険給付分が支払われます。

手続きに必要な書類

① 療養費支給申請書

② 診療内容明細書（様式 A）

③ 診療内容明細書（様式 A）の邦訳

④ 領収明細書（様式 B）

⑤ 領収明細書（様式 B）の邦訳

⑥ 現地で支払った領収書の原本

⑦ 調査に関わる同意書

⑧ 渡航先・渡航期間がわかるパスポートの写し

※海外療養費を申請する時に、上記の「診療内容明細書」、「領収明細書」が外国語で作成されている場合には、邦訳を添付することが義務づけられています。

（※歯科の場合 診療内容明細書（様式 C）
診療内容明細書（様式 C）の邦訳）

注意点

○医療費の請求期限は、その治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。

○必要に応じて民間の海外旅行損害保険等に加入しましょう。

海外の場合、日本国内と同じ病気やけがでも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。

○海外に行く前の予防接種や帰国後の検診は受けるよう努めましょう